

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について ～5年水張りルールのお知らせ～

交付対象水田の現行ルール

水田活用の直接支払交付金は、水稻の作付けができない農地(畦畔や用水路がない農地等)は交付対象外としています。

そのため以下のような農地は交付対象水田となりません。

- 現況において**非農地に転用された土地**
- **3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年も作付けが行われないことが確実な農地**
- 畑地化し水田機能を喪失する等**水稻の作付けが困難な農地**として、次のいずれかに該当するもの

- ① たん水設備(畦畔等)を有しない農地
- ② 用水供給設備(用水路等)を有しない農地 等

現行ルールに加え、令和3年12月に決定した方針

(令和3年12月22日(参)農林水産委員会)

5年水張りルール

- **5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年以降交付対象となりません。**

〔目的〕

- ・転換作物が固定化している水田は、畑地化を促すため
- ・水田機能を有する農地において、転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促すため

ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象となります。

- ①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ②基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※①、②のいずれの場合も、過去の作付の実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は交付対象とします。

水張りは、水稻作付けにより確認することを基本としております。
ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- たん水管理を1か月以上行う
- 連作障害による収量低下が発生していない

Q & A

Q1. 一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であれば、たん水していると認めるのでしょうか？

- 水田機能の確認方法は、**水稲作付けにより確認することを基本**としています。その上で
①**たん水管理を1か月以上行い**(天水による一時的なたん水ではなく用水によるたん水)、
②**連作障害による収量低下が発生していない**
ことが確認できれば、水張りを行ったとみなすこととしています。

Q2. たん水状態における水深等の詳細な基準はありませんか？

- 具体的なたん水の基準はありませんが、水張りは、水稲作付けにより確認することを基本としていることから、**水稲作付けの場合と同等のたん水管理を行っていただくことが基本**です。

Q3. 水を張る時期や水張りの確認方法はどのように行うのでしょうか？

- **水張り時期に具体的な時期の指定はありません**。水を張る場合の順番や期間については、現場において十分に検討いただきたいと考えています。

また、水張りの確認は、**たん水期間中に1か月以上あけて2回実施**し、それぞれの時点でたん水されていることを確認してください。

なお、**水張りの確認は、従来どおり地域農業再生協議会**が行いますので、水張りを行う場合は、**地域農業再生協議会にご相談**ください。

Q4. 令和4年～8年に一度でも水張りを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのでしょうか？

- ①**令和4年度**に水張りを行って以降、令和5年度から令和9年度まで水張りを行わなかった農地については、**令和10年度以降は交付対象水田となりません**。
②同様に**令和5年度**に水張りを行って以降、令和6年度から令和10年度まで水張りを行わなかった農地については、**令和11年度以降は交付対象水田となりません**。

Q5. 連作障害による収量低下が発生していないことの確認方法はどのように行うのでしょうか？

- 毎年度、水田台帳の整理時に交付対象水田の要件確認を行う際に当該ほ場において、
①**過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等**
②**過去5年間の収量と、近傍のほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較**
により、連作障害が発生していないかを、地域や作物等に応じて、適切かつ十分に確認してください。

なお、同一の作物を連続して5年間作付けした際に、5年目の収量の確認時に、近傍のほ場と比較して半分以上の収量となっている場合は、原則として連作障害が発生しているものとします。

お問合せ先

東海農政局生産振興課 TEL:052-223-4622